○議長（中西峰雄君）続いて、順番３、７番中谷和史君。

〔７番（中谷和史君）登壇〕

○７番（中谷和史君）ただ今、議長のお許しをいただきましたので、2009年度12月議会の一般質問を始めさせていただきます。

保健福祉センターの休日急患センター内へ歯科診療部分の開設を求めますことと、市の指定管理者制度と、指定管理になじまないと思われる市の重要施設の取り扱い及び文化スポーツ振興公社の存続等についての、大きく２項目でいくつかお伺いいたします。

一日も早い完成が待たれます（仮称）橋本市保健福祉センターですが、ぼちぼち基本設計の作成が始まり、３月には一定の報告がいただけるものと考えますが、基本設計の実施までに何点かお伺いいたします。

１点目は､保健福祉センターの構想の中で､健診関係部分など医療機関と関係のある機能や設備はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

２点目に、保健福祉センターの中に、市長の熱い思いで休日急患センターが設置されると思いますが、先般の担当課の説明では、休日急患センターの中に歯科診療部分が抜け落ちているというか、ないような報告であったと思います。が、今後の橋本・伊都圏域の住民サービス、医療福祉の観点から、必ず設置すべき必要な機能であると考えますので、休日急患センターへの歯科診療部分の開設を強く求めたいと思います。当局及び市長のご方針並びにお考えをお伺いいたします。

３点目は、一般医科診療も含め休日急患センターを開設するとなれば、まず、市あるいは広域市町村圏組合のほうから、その可能性について地域の医師会並びに歯科医師会などへの協力の依頼を行うのが筋であろうと考えますが、もれ聞く話では、どうも本末転倒の状況のようでありますが、ねじれは解消できたのかを含め､協力体制は整いつつあるのか、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

４点目として、昨今の風潮としまして、何でもかんでも目先の経済性の話が前に出てまいりますが、住民福祉の充実、少子化対策、高齢者医療の対応など、長期的な視野から全体の利益を考えるべきだと思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

５点目として、歯科の観点から、最近生涯歯科などの考え方が広がっていますが、市政全般で、歯科医師会にご協力をお願いしている事業並びに今後予定されている事業依頼等についてお伺いいたします。

次に、２項目めとして、市の指定管理者制度と、指定管理になじまないと思われる市の重要施設の取り扱いについての当局のお考えと、本市の外郭団体である橋本市文化スポーツ振興公社の位置付け及び取り扱いについて、以下に何点かお伺いいたします。

一つ目は、地方自治法第244条の１に言う、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設」とされる公の施設を、経済性優先の考えのもと、指定管理者制度を導入していますが、本来、公園や市民会館など市の重要施設であって住民サービスの根幹をなすような施設に関し、民間委託もあり得る指定管理者制度とはなじまないと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

二つ目として、もし、指定管理者制度により民間会社が指定された場合、市民の税金で建設された施設を使用して民間会社が利益を

追求することになりますが、住民への公平なサービス提供の観点から、あるいは期間途中での投げ出しや倒産等があった場合の対応についてお伺いいたします。

三つ目は、橋本市民会館の指定管理者契約を解除すると聞きますが、契約相手方の橋本市文化スポーツ振興公社への対応はどのようになっていますか。民間事業者であると損害賠償が発生するような事案であると思いますが、いかがですか。

四つ目は、橋本市文化スポーツ振興公社に関してであります。本市の外郭団体であります橋本市文化スポーツ振興公社の設立の経緯、及び当市における位置付け並びに取り扱いについてのお考えをお伺いいたします。

また、関連して以下２点、以前の管理委託制度とのほうが公社との整合性は良いように思いますが、いかがですか。地元雇用の面でも貢献しているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上お伺いしまして、１回目の質問といたします。前向きで誠意のあるご答弁を期待いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君） ７番　中谷和史君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君） ７番　中谷和史議員のご質問にお答えをいたします。

おただしの歯科診療部門についてでございますが、橋本市保健福祉センター計画検討委員会答申におきましても、本計画に盛り込むことを期待すると記載されてございまして、その必要性については十分認識をいたしておるところであります。

現時点におきましては、伊都歯科医師会長より、橋本周辺広域市町村圏組合に実施していただいております伊都地方休日急患診療所の移転にあわせて、歯科の新設を要望いただいており、陳情も過日もいただいてございます。

しかしながら、特別地方公共団体であります橋本周辺広域市町村圏組合から運営を委託されております伊都医師会とは違い、伊都歯科医師会は、その施設への歯科の設置、運営にあたりまして詳細は内部決定されていない状態でございます。このため、要望もいただいてはおりますが、現状では、歯科医師会として医師会と同様に広域組合で実施されるのか、それとも歯科医師会単独で実施されるのかをお伺いしているところでございます。

次に、議員おただしの医師会、歯科医師会への協力の依頼につきましては、私といたしましては、伊都地方の健康福祉の中心拠点となるべく計画を進めております（仮称）保健福祉センターに、ぜひとも移転・新設いただきたいところではございますが、その現行施設の運営形態、今後の実施主体、今後の経費負担等々、また、橋本周辺広域市町村圏組合において、構成する本市以外の３町の合意が必要でございまして、まだまだ調整する案件が多くございます。その中で、広域市町村圏組合担当者を交えながら、医師会、歯科医師会と協議を進めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、今後の橋本市の健康福祉の拠点だけではなく、周辺に与えるまちづくりのイメージ、本市シビックゾーン形成に寄与する等、長期的な利益を鑑みた場合、（仮称）保健福祉センターに伊都地方休日急患診療所を移転していただきたいと考えております。

しかしながら、組合を構成する３町との合意形成が必要でございますので、決意を胸におさめて進めさせていただきたいと考えますので、議員の大所高所よりのご指導、ご支援方をよろしくお願いを申し上げます。

なお、残余の件につきましては、担当参与よりお答えをいたします。

○議長（中西峰雄君） 企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君） はじめに、「公の施設」に対して指定管理者制度を導入する場合の、本市の考え方についてご説明いたします。

議員ご指摘のとおり「公の施設」とは、地方自治法第244条第１項の規定において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、この定義を踏まえつつ、「管理運営主体」「民間事業者の活用」「既存の管理団体のあり方」などについて十分な協議を行い、その結果、当該施設に指定管理者制度を導入することが、市民サービスの向上並びに経費の節減につながると判断される場合にのみ、指定管理者制度の導入に向けて本格的な手続きに移ることになります。

議員おただしの、公園や市民会館など重要施設についても、市内外の不特定多数の方々の利用があり、かつ収益性を有する施設であった場合には指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用して市民サービスの向上並びに経費の節減を図ることができると考えられます。また、これら指定管理者制度導入に関する基本的な考え方については、指定管理者制度運用指針を作成して対応しております。

２点目に、住民への公平なサービス提供の観点から、指定管理者制度の導入についてお答えいたします。

指定管理者制度では、地方自治法第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体に当該施設を管理させることができるとされております。このことは議員おただしのとおり、民間会社が利益を追求するということを可能にしていますが、各施設には設置及び管理に関する条例及び規則が定められており、設置目的、業務範囲等、当該施設を管理運営するための規定が設けられております。

また、指定管理者制度では、地方自治法第244条の２第８項の規定において利用料金制度が認められており、施設使用料収入を指定管理者の収入とすることができます。この場合、指定管理者は施設使用料収入等で得た収益を活用して、さらにサービスの向上を図り、市民に還元することになります。この点が、単に経費節減を目的として行われる民間等への業務委託とは異なる点であり、住民への公平なサービス提供をする上でのメリットでもあります。

また、指定期間中における業務の投げ出しや倒産等への対応については、事前の回避対策として、指定管理者を選定する場合に申請者の財務状況を確認できる書類等の提出を求め、財政基盤状況や経営能力の有無についての審議が行われることとなっております。指定管理者による当該施設の運営管理が始まってからも、定期的な実地調査や財務書類等の提出を求めることとなっております。

万一、指定管理者自体が経営危機に陥った場合や、管理運営業務の収支状況が大幅な赤字で業務の継続が困難になることが予想される場合、速やかに事実把握を行い、当該業務の全部または一部を一時的に直営に戻すなどの対策を講じたり、他の法人や団体等を新たに指定管理者として指定する準備を始めたりするといった措置をとることになります。

このように、指定管理者制度を導入する場合には、市民や利用者に対して不利益が被らないようにマニュアルを作成し、対応をとっております。

４点目の、文化スポーツ振興公社の設立の経緯及び当市における位置付け及び取り扱いでありますが、まず、設立の経緯は、本市の行財政を取り巻く環境は非常に厳しい中、既

存の整備されたスポーツ・レクリエーション施設の維持管理については、民間的経営感覚の導入、独創的発想の展開による施設の効率的な活用等を図っていく必要があり、さらに公共施設の企画運営・維持管理の合理化を図るため、財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を設立したものでございます。

当市における橋本市文化スポーツ振興公社の位置付け及び取り扱いにつきましては、本市の文化施設、スポーツ施設等を管理運営することとしており、橋本市民はもちろんのこと、広くは和歌山県内、また、近畿をエリアとした運動競技の開催、スポーツの普及振興と文化の向上を図るため自主事業を行うなど、住民福祉の増進に努めていただくこととなっております。

また、文化スポーツ振興公社は、設立にあたっては本市も出資しているところであり、設立後12年が経過しておりますが、まだ育成途上にあると考えております。

５点目に、管理委託制度と橋本市文化スポーツ振興公社についてでございますが、旧制度となる管理委託制度は、公の施設の設置者である自治体と自治体が出資する財団法人や第三セクターなどとの間で、施設の管理について業務委託契約を締結するものでございました。また、旧制度では、施設の管理権限や責任は設置者である自治体が有しており、施設の使用許可権限などは委託することができませんでした。

これに対して指定管理者制度では、指定管理者の指定には議会の承認が必要ではあるものの、指定管理者は当該施設の管理代行者として管理権限が委任され、施設の使用許可権限が与えられます。この点が、清掃や警備等の業務委託、公共的団体と条例を根拠として管理委託を契約する旧制度とは異なる点です。平成15年に行われた地方自治法の一部改正までは、橋本市文化スポーツ振興公社についても、橋本市の外部団体として旧制度を活用して、市にかわりさまざまな住民サービスの提供を行ってまいりましたが、指定管理者制度の導入は、これまで以上に橋本市文化スポーツ振興公社の持つ特性、自主性及び自立性に配慮しつつ、適正かつ円滑な運営を可能とし、さらには市の財政健全化を図る上でも効果的な手法の一つであると考えております。

最後に、指定管理者制度導入による従業員の雇用についてご説明いたします。指定管理者を募集する際には、必要に応じて可能な限り地元での雇用を要件とするなど、従業員の雇用要件についても募集要項に含めるものとしております。非公募の場合においても、仕様書作成段階で従業員の雇用要件に関する事項を同様に盛り込むこととしております。

現在、指定管理者制度を導入している17施設のうち、公募により指定管理者を選定した高野口デイサービスセンターは、全従業員11名のうち７名、高野口こども園は、全従業員25名のうち23名が橋本市在住の方を雇用しております。橋本市文化スポーツ振興公社においては、嘱託・臨時・パート職員を含む40名の職員のうち、37名が橋本市在住となっております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、次に市民会館の指定管理者契約についてお答えをさせていただきます。

市民会館においては、教育文化会館の耐震補強工事に伴い、その工事期間中は図書館が市民会館東部分に移転いたしますので、市民会館としましてはホールを除く東部分が平成22年４月１日から休館となります。

指定管理におきましては、以前に議会の議

決をいただき、平成21年度から３年間での契約をさせていただいているところですが、図書館の移転に伴い東部分が休館となることから、指定管理者が自主事業等での収益事業の展開ができなくなり、指定管理を継続することが適切でないとの判断から、指定管理における契約の解除を行うものでございます。

なお、指定管理の契約締結の際、市民会館の耐震診断やシビックゾーン計画により、契約の途中打ち切りがあることを同意いただいた上で契約を交わしたところですので、一方的な契約破棄とはならず、契約違約金は発生しないものとして現在協議を行っているところでありますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（森本健二君）登壇〕

○健康福祉部長（森本健二君）休日急患センターについてのご質問について、１点目の（仮称）保健福祉センターに設置する健診関係部門についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、本市における健診・相談事業の課題は、各施設が点在している現況、建物の老朽化、狭隘な立地、駐車場の不足等があり、相互連携がとりにくい状況にあります。それらを解決すべく、（仮称）保健福祉センターの整備に向けて取り組んでいるところであります。

次に、健診を実施します母子センター分の機能設備についてお答えします。

母子センター機能設備といたしましては、健診機能・健康相談機能・健康教育機能・その他の機能と分け、おのおのその事業内容を十分に発揮活用できる施設設備計画を考えております。

次に、５点目の、市行政の中で歯科医師会に協力をお願いしている事業並びに今後の依頼予定についてお答えします。

市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という自覚と意欲を持ち、自ら歯の健康づくりに積極的に取り組むことは、食事や会話を楽しむなど、生涯を通じて豊かな生活を送るための基礎となります。

このことから、80歳で自分の歯を20歯以上有する人の割合を20％以上とすることとした「8020運動」により、和歌山県保健医療計画・歯科保健医療対策に沿い、市行政においても各ライフステージに応じた取り組みを行い、歯科医師会の先生方には多大なご協力をいただいておるところです。

幼児期においては、１歳８カ月健診、３歳６カ月健診や保育園・幼稚園等の歯科検診で、保護者や保育所等における歯の健康管理や正しい生活習慣の確立指導等。学齢期においては、学校歯科医として市立小・中学校の歯科検診等。成人期においては、節目年齢の市民に歯周疾患検診を実施。元気アップ教室や特定保健指導における生活習慣病の口腔教室。高齢者においては、介護予防事業として「歯きらり教室」での口腔ケアの推進。また、子どもから一般まで幅広く参加いただいた「すこやか橋本まなびの日」での歯科保健啓発・指導にご協力いただいております。

このような事業に今後ともご協力いただき、歯科保健事業に関する知識の普及、母子歯科保健の充実、学校歯科保健の充実、成人歯科保健の充実、高齢者歯科保健の充実を図りたいと考えております。

○議長（中西峰雄君）この際、７番　中谷和史君の再質問を保留し、午後１時まで休憩いたします。

（午後０時２分　休憩）

（午後１時１分　再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

７番　中谷和史君、再質問ありますか。

７番　中谷和史君。

○７番（中谷和史君）お昼前に続きましてということで、再質問をさせていただきたいと思います。ちょっと間があきましたので、何からお伺いしていいのか、ちょっと整理がつきかねておるんですけれども、市長からご答弁いただいたわけですけれども、保健福祉センターの歯科診療部分の開設について、確かに言われるように、広域市町村圏組合の問題でいくのか単独でいくのかと、非常に難しいこともあろうかと思います。健康福祉部長からの回答にもありましたように、医師会、歯科医師会ともに、非常にたくさんの依頼の事業をご協力いただいておる。その中で、今橋本市が保健福祉センターのほうへ休日急患センターを開設するのであれば協力いたしますよというような、多分体制でいていただいているようにお伺いしております。

ところが、もれ聞く話によりますと、市町村圏組合等々が実績云々とかということで、なかなか前へ行かないという実情があるように聞いております。そこをねじれと言っておるわけでありますけれども､最後に市長から、決意を胸に秘めてということでご答弁いただきましたので、前向きに今後、市町村圏組合等に働きかけていっていただいて、ぜひ保健福祉センターの中に歯科診療部分を開設していただけるのかどうか、再度のご答弁のほどお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）再質問にお答えをいたします。

答弁させていただきましたように、何といっても広域市町村圏組合で決めることでありますので、過去２度、管理者会で歯科医師会の（仮称）保健福祉センターへ入っていただくことについての議論はさせていただきました。させていただいておるんですが、いろいろとやはり問題がございまして、その詳細については今日は差し控えますけども、今後、第３回に向けて話し合いを近々またさせていただくということで、ご了承をいただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）７番　中谷和史君。

○７番（中谷和史君）どうもようわからんのですけど、決意を胸にということでございますので、そこのところ、ぜひ前向きにやっていただけますようにお願い申し上げまして、この件につきましては置いておきたいなというふうに思います。ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、指定管理のことでございますけれども、私が調べたところによりますと、確かに244条の１及び２､３のところで言うように、民間にも委託できるよという規定でありまして、総務省からの通達の中でも、でき得る限り民間の参入を図れという話もあったように思いますけれども、必ずしも今、最近よく語られる、前９月議会でもそういう話があったわけですけれども、指定管理者イコール公募もしくは民間委託というような認識でおられるようでございますけれども、自治法のほうでは決してそうではなくて、それは自治体の長が判断するというふうな規定になっておるかと思いますけれども、そこのところのご見解を再度お伺いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）確かに旧法でしたら準公共団体、それにつきましては委託ということであったようでございます。それで、新しく地方自治法の改正の中で、指定管理者を設けていくということは、市民、国民のニーズが増大しているということと、民間の経

営手法というか、ノウハウを活用するということが有効であるということで図られたということになっています。加えて財政上も有利に働くということもございます。

ということで、何が何でも皆指定管理者じゃないじゃなかろうかという議論もございます。ただ、全国的に見ましても、新しい法律ができてから、八百数十団体があるわけでございますけども、そのほとんどが指定管理の手法を取り入れてございます。公の施設すべてをほとんどが入れているということではないわけでございますけれども、具体的な数字で言いますと806団体、これは県、それから市町村、東京都の区も含めてでございますけれども、806団体のうち調査したところ679団体から回答を得まして、そのうちの99%が指定管理を指定していると。未指定市は４市のみということになってございます。ということで、全国的に指定管理の手法を取り入れているんじゃなかろうかということで考えてございます。

ただ、平成15年にそういうことで、指定管理のできるような法律に変わったわけでございますけれども、それから数年たちまして、現在のところ、指定管理のまずい部分も出てきているところは確かでございます。そういうことも含めまして、指定管理につきましては経済的なものだけじゃなしに、そこの中身の精査、それからチェックについては十分していかなければいけないという考え方が最近強くなっているような状況でございます。

ということで、何が何でもということじゃなしに、現在のところ指定管理をする必要がないというところまでの考えにはなっておりません。指定管理のほうで追求していきたいというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）　７番　中谷和史君。

○７番（中谷和史君）済いません、ちょっと聞き方がまずかったみたいで、指定管理することは別に自治法の変更ですので結構なんですけれども、指定管理でイコール公募、あるいは入札ではないということの確認を、民間を入れると、必ず民間を入れなさいというふうに誤解されている向きもあるように感じますので、そこのところの確認をお願いしたかっただけですけれど、再度お願いします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）民間については参入できるということで、必ず民間参入しなさいということではございません。

○議長（中西峰雄君）　７番　中谷和史君。

○７番（中谷和史君）実は自治省のほうも、平成15年に７月７日付で入れて、採用されて、各地でやっぱりいろいろ民間が受けて問題も出ているということの中で、平成20年の６月６日付の総務次官通知という形で多分出ておるかと思います。その文書そのものを、実はちょっと手に入れることが私のほうではできませんでしたけれども、そこの見直しの部分について、かなり前向いて突っ込んで通達が来ておるはずでございますし、また、もう一点、指定管理者制度が協定であるということの認識が、決して自治法上で言うところの契約には該当せずに、入札には対象にならないということの通達も多分参っておるかと思うんですが、通達というか、そういう運用指針が出ておると思いますけれども、ですから、指定管理者、やっぱり私は思うのですが、市の重要施設、あるいはあまり収益性が出ないであろうと、あるいは収益性を出すとなじまないであろうと思われるような施設について、決して何でもかんでも公募イコール入札イコール民間と、今、こういう世の中の流れになってるような感じがいたしますので、そこを危惧するわけです。それについてのまたご見解をお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（中西峰雄君） 企画部長。

○企画部長（吉田長司君） 橋本市の場合、現在17施設のうち２施設というのが公募でしてございます。ということで、残り15施設は皆特命契約になってございます。

ただ、指定管理のそもそもの目的の中に、そういう考え方、経営の仕方の自由度ということがございますので、その部分の指定していくときの審査というのが重要かなというふうに考えてございます。

ということで、何でもかんでも委託料そのものですべて決めていくということじゃなしに、やっぱり数値を決めまして、委託料はどれぐらいの配点にするか､それから経営内容、それから経営のやっていく考え方、企画力とかそういうのも含めて、総合的な採点で決めていかなければいけないというふうに考えてございます。まして、一番大事なのが足腰、経営基盤がしっかりしているかということも重要だというふうに考えてございます。

ということで、指定管理料、委託料、それで決めていくというような考え方ではだめかなというふうに考えてございます。それと、すべて指定管理が万能だというふうには考えてございません。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君） ７番　中谷和史君。

○７番（中谷和史君） あまり細かいところに入るとあれやと思うんですけれども、民間の参入も、もちろん一方では、施設によっては必要であろうかと。また、公募によるコンペというのも多分大事であろうかなというふうには、私のほうも理解はもちろんしておるわけであります。

ただ、指定管理期間が３年とかという形で今のところやられておるようでございますけれども、市が全部施設をさらの状態で指定管理するんであれば何ら問題がないのかなというふうに思うんですけれども、老朽化した施設を３年というスパンで指定管理した場合に、そこの事業者に該当したところが、なかなか初期投資をかけられないと。その３年間で回収するということになると、さっき指摘しましたように短期でできるだけ売り上げを上げようと､収益を上げようという動きになると。それでは市民の公平なサービスができないのではないかと危惧するわけです。その辺で、この指定管理期間を若干延ばすとか、あるいはケースバイケースでとか、いろいろ考えておられるのかどうか、そこのところも再度お伺いいたします。

○議長（中西峰雄君） 企画部長。

○企画部長（吉田長司君） 指定管理期間につきましては、契約協定していく中で非常に重要な要素かというように考えてございます。ということで、以前の指定管理のマニュアルなんかでも、実績についてはある程度評価していく中で、次期指定期間についても、そういうものを考慮して決めていく手法もあるんじゃなかろうかというような記事も見たことがございます。ということで、現在、標準的には３年ということを中心に、５年のものもありますし２年のものもありますけれども、これから進めていく中で、この期間については、経営の安定化から言いましたら延ばしていくのがいいんじゃなかろうかというふうに考えてございます。ただ、マンネリ化していくということがございますので、それも加味した中で、できるだけ延ばせるものは延ばしていくような形で考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君） ７番　中谷和史君。

○７番（中谷和史君） そのようにできるだけ、もちろんケースバイケースですけども、今もふれあい公園だけが長いんですか。農業ふれあい公園だけは長いということでよかったで

すな。その辺で、初期投資が十分回収できるような期間が必要かというふうに思います。ただ、後の話になるんですが、その点でも市の管理が十分きく、公社なんかだと長期的な契約がやりやすいのではないかなというふうに思うわけです。

公社の話はちょっと後にしまして、今、県立橋本体育館のほうが、多分22年度まで橋本市が指定管理者になっているかと思うんですが、その22年度の後の件については、橋本市がそのままされるつもりでいるのか、もう橋本市はええよというつもりでおられるのか、そこのところ、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君） 企画部長。

○企画部長（吉田長司君） 県立橋本体育館につきましては、完成した当初は県の直営ということで、県管理で進めてございました。その中で、県から橋本市の文化スポーツ振興公社のほうへ事業の委託をして、事業を進めてきたわけでございます。ただ、18年になりまして、県のほうでも指定管理を取り入れるということで、県民文化会館とかほかのものの施設も含めまして指定管理の考え方が出てきたわけでございます。

ということで、そのときに県のほうから、橋本市の文化スポーツ振興公社が一番の管理の母体になっているのが橋本体育館ということで、橋本市のほうへ指定管理をして、橋本市のほうで文化スポーツ振興公社を足腰を強うしていく中で、委託したらどうかというような話し合いの中でこういう形になってございます。

ということで、22年で切れるわけでございますけれども、県のほうからはいつまでもそういう形は続けられないよということは言われてございますけれども、具体的に以降についてどうするかということの、まだちょっと詳細な協議はやれてございません。

○議長（中西峰雄君） ７番　中谷和史君。

○７番（中谷和史君） 今の答弁の中でも、文化スポーツ振興公社に体力をつけ、という話も出ておりましたが、私の考えとしては、やはり、県立体育館につきましては橋本市が一旦受けておくのが一番確かではないかなと。その上で、指定管理の場合は丸投げはできない規定になっておるので、そこのところの整合性が問題かなとは思うんですけれども、そうは言いましても、今のような形態が一番妥当なのではないかなというふうに思うわけです。

時間もあれなので後者の話に入らせていただきたいと思いますが、橋本市文化スポーツ振興公社の設立の経緯からしますと、平成８年ぐらいから動き始めて、実は調べているうちに出てきたんですが、平成９年の６月18日の市議会で、先輩議員の中西健議員が難病支援の問題等と格調高い質問の中で、後段に公社の取り扱いに関する質問をしていただいておりました。

そこでは、今と同じように、公社の指定になると民間企業が入ってきて云々という心配事と、それからシルバー人材センターの働き口がなくなるのではないかという、一般の方が危惧を持っておるということの趣旨であったように思いますけれども、それに対する・村市長の答弁もあるわけですけれども、そこらを踏まえて、現在の文化スポーツ振興公社に対する橋本市の取り扱いというか、対応というのを再度お伺いしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君） 企画部長。

○企画部長（吉田長司君） 一点、橋本体育館、橋本市が指定管理を受けて丸投げじゃございません。館長と事務員がおりますので、その点よろしくお願いします。

それと、橋本市文化スポーツ振興公社というのは、公益財団として平成９年の７月に設立登記がしてございます。平成８年頃から、多様化する文化スポーツの施設の管理、いろんな催しに対して、直営よりもそういうもののほうがいいんじゃなかろうかという趣旨の目的のために設立したものでございます。当時は14名の発起人で設立されたということでございます。

ということで、平成18年までは市、県なりの委託ということで、経営手腕とか企画力というのがあまり発揮せずに仕様書に基づいてしていたらいいと、自主事業もございましたけれども、経営的なものはあまり考えんでも良かったというような状況でございましたけれども、18年から市の運動公園とかいろんな部分は指定管理にしまして、その収益については、きちっと今後の経営に生かしていくという手法をとらせていただいてもらってます。

ということで、指定管理ということでのノウハウというところにつきましては、まだちょっと弱いところがあるのじゃなかろうかというふうに考えてございます。ただ、自主事業とそういうものにつきましては、市民会館におきましても県立体育館におきましても、かなり委託、今も受託してますけれども、受託されてた頃からもやってございましたので、そういう部分はあるわけでございますけれども､いわゆる経営感覚の部分につきましては、まだまだかなというふうに考えてございます。

それと、設立目的につきましても、現在の状況にそぐわない状態であるということで、橋本市としては、文化スポーツ振興公社はそのまま存続していきたいというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）７番　中谷和史君。

○７番（中谷和史君）今、そのまま存続をしていきたいというご答弁いただいたわけですけれども、心配しておりましたのは、体力をつけてと。22年度の県立体育館までの間に経営手法と。その体力の意味が経営手法であるとか、そういうところであればいいんですけれども、株式会社化するとかそういう形で、あるいは民間とさきの県立体育館、あるいはまた近々あるであろうほかの施設に関して、民間と競争入札しなさいよと。さっき言いましたように入札にはこれ、そぐわん制度ですので入札ではないと思うんですけれども、しなさいよという意味で言っておられるのか、そこのところ再度ちょっと確認だけしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）その辺が難しい問題、確かにあります。そういうことですべて入札にして、文化スポーツ振興公社が一年間何もできなかったというような形にはならないような形は考えたいと思いますけども、ある意味では競争力もつけらないけませんので、競争力というか、提案とかそういうことをやっていって、実施していくような形のものも考えていただくような形のものを考えていかなければいけないというふうに考えてございます。

ということで、この場でどれを特命にするか、これを競争の原理にするかとかいうことにつきましては、ちょっと具体的なことはないですけども、職員もおる状況の中で、何も仕事がないというような形のものはできないのかなというように考えてございます。

○議長（中西峰雄君）７番　中谷和史君。

○７番（中谷和史君）話がちょっと細かいところに行ってしまうかもわかりませんけれども、そういうことでぜひ体力をつけられる方向で進めてやっていただきたいなというふうに思いますけれども、一点、市長のほうは企

業誘致云々で頑張っていただいて、地元雇用ということでやっておられるわけですけれども、先ほどご答弁の中でいただきましたように、40人のうち37名が地元の雇用ということであるようでございます。単なる市の天下り先になると、これは非常に困った話になりますけれども、一つの大きな地元雇用の受け入れ先ということの中で、ぜひ文化スポーツ振興公社に対して慎重な取り扱いをお願いしたいなというふうに思います。

　その点、お願いしておきまして、本日の私の質問を終わりたいと思います。

　以上です。

○議長（中西峰雄君）これをもって、7番　中谷和史君の一般質問は終わりました。